

～これから結婚しようとする若者世代のみなさまへ～

小松市では、新婚生活のスタートアップにかかる住宅費用を最大30万円まで助成します!!

# こまつ新婚すまい応援金

受付

2022年4月1日(金)～2023年3月17日(金)

※婚姻から半年以内に申請が必要です

対象

①～④のすべてを満たす夫婦が対象となります

① 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下

※2022年1月1日以降に婚姻した夫婦

② 夫婦の合計所得400万円未満

※結婚に伴う離職で、再就職していない場合は所得なし。

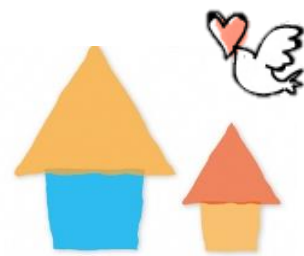
※貸与型奨学金を返済している場合は、年間の返済額を所得額から控除可。

③ 夫婦ともに令和3年度の税金を完納していること

※2021年1月1日時点で住民登録のあった自治体での納税証明書(市・県民税)  
または完納証明書が必要です。

④ 小松市に3年以上住むこと

※公営住宅等に入居、他の助成制度との併用はできません。



対象経費

●新築 ●物件購入費 ●住宅のリフォーム費 ●アパート等の家賃(入居時支払い賃料に限る) ●敷金 ●礼金 ●共益費 ●仲介手数料 ●引越し費用 ●住宅ローン(1ヶ月分に限る)

※婚姻前の支払いは、原則、対象外となりますのでご注意ください。

詳しくは、ようこそこまつデスク(市役所2階 建築住宅課内)にご相談ください。

補助額

最大30万円(1世帯当たり)

令和3年度に補助を受けた夫婦で、30万円(上限)に満たない場合は、令和3年度の受給済額を差し引いた額を限度額とし、令和4年度に申請できるようになりました。

※申請の前に裏面のチェックリストをご確認ください!

【お問合せ】

ようこそこまつデスク(小松市役所建築住宅課内)

〒923-8650 小松市小馬出町91番地 TEL 0761-24-8104

E-mail housing@city.komatsu.lg.jp

## Q&A

Q.1 婚姻届の提出前に住んでいる賃貸住宅は対象になりますか？

A 2022年1月1日以降に賃貸借契約を行い入居したものであれば対象となります。

Q.2 婚姻届を提出してからいつまでに手続きが必要ですか？

A 婚姻届を提出後、6カ月以内となります。

Q.3 再婚でも申込みできますか？

A 補助対象の要件を満たしていれば申請できます。ただし、過去に夫婦のどちらかが、補助を受けた場合は、対象となりません。

Q.4 外国人でも補助は受けられますか？

A 小松市の住民基本台帳に登録されている方は対象となります。

Q.5 賃貸住宅のうち補助対象とならない賃貸住宅はありますか？

A 市営住宅や県営住宅などの公営住宅に入居する場合は対象となりません。

Q.6 一戸建ての賃貸住宅に入居しても補助は受けられますか？

A 貸主と賃貸借契約を締結し家賃を支払っていれば補助対象となります。

Q.7 会社からの住宅手当は公的制度による家賃補助になりますか？

A なりません。勤務先以外の公共機関から受ける補助で、「生活保護」による住宅扶助などが公的制度による家賃補助になります。

Q.8 家賃などについて、対象となる費目はどのようなものですか？

A 新築や物件購入費は、建物の工事費や購入費のみが対象となります。  
住宅のリフォーム費は、申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所がリフォームを行う住宅で、機能維持又は向上を図るための修繕、増築、改築、設備更新等の工事費です。  
住宅賃貸費用は、賃料（入居時支払い賃料に限る）、敷金、礼金、共益費、仲介手数料が対象となります。駐車場代、清掃代、保険料などは対象外です。引越し費用は、すべて対象となりますが、いずれも2022年1月1日以降に支払いしたものととなります。

Q.9 会社や親族など申請者以外が契約している物件に入居し、会社や親族などに家賃相当分を支払っている場合は対象となりますか？

A 契約者と申請者が違う場合は対象となりません。ただし、その物件への引越し費用は対象となります。

Q.10 小松市に3年以上住むことが条件ですか？

A 若者世帯の新婚生活の応援と、定住促進を目的としているため、3年以上定住する意志のある方を対象としています。

Q.11 所得はどのようなもので確認できますか？

A 直近の所得証明書で確認することができます。

Q.12 所得証明書などでは所得がありますが、現在無職の場合はどうなりますか？

A 結婚に伴い離職し、申請時に再就職していない場合は、離職票や退職証明書など離職していることの証明書を提出していただければ、所得なしとして計算できます。離職の時期は、問いません。



Q.13 小松市定住促進制度と併用できますか？

A 小松市定住促進制度や空き家有効活用家賃補助制度は併用できません。

Q.14 申込みの用紙(交付申請書)はどこで入手できますか？

A 小松市役所建築住宅課でお渡ししています。市のホームページからもダウンロードできます。

Q.15 申込みは、郵送で受付してもらえますか？

A 郵送での受付はできません。申請書と添付書類を確認いたしますので、必ずどちらかお一人にご来庁していただくことになります。

Q.16 申込みの手続きが完了したら連絡がありますか？

A 審査の結果、補助金交付が決定した方に「交付決定兼確定通知書」を送付します。

Q.17 住民票は原本が必要ですか？

A 「続柄」記載のある住民票の原本が必要です。

Q.18 補助金はどの口座に振り込まれますか？

A 請求書に記載された申請者名義の口座に振り込みます。

Q.19 補助金はいつ振り込まれますか？

A 申請書と添付書類が不足なく揃い、受理されてから1ヶ月～1ヶ月半後となります。

Q.20 申請者は夫婦のどちらになりますか？

A 新築工事請負契約や物件購入、賃貸借契約などの契約者が申請者になります。

Q.21 市外に本籍がありますが、戸籍謄本はどこで請求できますか？

A 小松市市民課で広域請求できるのは、かほく市、津幡町、内灘町、金沢市、野々市市、白山市、川北町、能美市、加賀市です。上記の9市町以外の場合は、本籍地のある自治体の窓口で請求もしくは、郵送請求していただくことになります。

Q.22 納税証明書は何年度のものが必要ですか？また、どこで請求できますか？

A 令和3年度のものが必要です。令和3年度の納税証明書は、2021年1月1日現在に住んでいる自治体で発行できます。小松市では税務課です。2021年1月1日時点で市外に住所がある方は、住んでいた自治体で請求することになります。

Q.23 納税証明書は申請者以外の分も必要ですか？

A 夫婦二人分の証明書が必要です。

Q.24 所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間はいつからいつまでですか？

A 所得証明書の期間と同一期間になります。令和3年度の所得証明書は2020年1月1日から12月31日までが対象となるため、その期間に支払った返済額となります。

Q.25 離職証明書はどこで発行してもらえますか？

A 離職する前に勤めていた職場などで、離職票や退職証明書などを発行してもらえます。



# チェックリスト

●夫婦の合算所得は400万円未満ですか。

はい いいえ→申請対象外となります。

※所得は、直近の所得証明書で確認できます。

●夫婦とも39歳以下ですか。

はい いいえ→申請対象外となります。

※夫婦ともに、婚姻日における年齢になります。

●住居は小松市内ですか。

はい いいえ→申請対象外となります。

●夫婦ともに前年度の税金を完納していますか。

はい いいえ→申請対象外となります。

※2021年1月1日時点で住民登録のあった自治体での納税証明書(市・県民税)  
または完納証明書が必要です。

●婚姻が受理された日から6ヶ月以内の申請ですか。

はい いいえ→申請対象外となります。

※上記の条件を満たさないものがひとつでもある場合は、対象となりません。

詳しくは  
小松市HPをご覧ください→

